

マイクロソフト クラウド契約

本マイクロソフト クラウド契約は、お客様が代表する法人、またはお客様がサブスクリプションの購入もしくは更新に関して法人を指定していない場合には個人としてのお客様（以下いずれの場合も「お客様」といいます）と、日本マイクロソフト株式会社（以下「当社」といいます）との間で締結されます。本契約は、下記のご契約条件、本使用権、SLA、およびこれらの文書の一部として適用されるすべての文書で構成されます（以下総称して「本契約」といいます）。本契約は、お客様のリセラーがお客様のサブスクリプションをプロビジョニングした日をもって発効します。主な用語については第 10 条に定義するとおりとします。

1. 許諾、権利および条件

本契約に基づいて許諾されるすべての権利は、非独占的なものであり、譲渡することはできず、お客様およびお客様の関連会社が本契約に対する実質的な違反を犯さない限り存続します。

- a. **ソフトウェア** 各発注の受諾時に、当社はお客様に対し、お客様が発注した数量について本ソフトウェアを使用するための限定的な権利を許諾します。
 - (i) **本使用権** お客様が本ソフトウェアを発注した時点における本ソフトウェアの最新バージョンをお客様が使用する場合には、当該発注時点において有効な本使用権が適用されます。将来のバージョンおよび新しい本ソフトウェアについては、当該新バージョンおよび当該本ソフトウェアのリリースが開始された時点で有効な本使用権が適用されます。当社が本ソフトウェアの特定バージョンに適用される本使用権を変更した場合、お客様がかかる変更の適用を選択しない限り、当該変更は適用されません。
 - (ii) **非永続的および永続的ライセンス** サブスクリプション ベースで提供されるライセンスは非永続的なものです。他のすべてのライセンスについては、本ソフトウェアを使用する権利は支払が完了した時点で永続的なものとなります。
- b. **オンライン サービス** お客様は、オンライン サービスを本契約の規定に従って使用することができます。
 - (i) **オンライン サービス条件** お客様がオンライン サービスに対するサブスクリプションを発注または更新した時点において有効なオンライン サービス条件が、該当するサブスクリプション期間を通じて適用されます。使用量に基づいて定期的に請求されるオンライン サービスについては、各課金期間の開始時に有効なオンライン サービス条件が、当該期間中の使用に適用されます。
 - (ii) **使用停止** 当社は、お客様による利用規定の違反または権利侵害の場合の義務の不履行が生じた場合に、オンライン サービスの使用を一時停止することがあります。当社は、事前通知が合理的な場合には、オンライン サービスを一時停止する前にお客様に通知します。
 - (iii) **エンド ユーザー** お客様がエンド ユーザーによるアクセスを制御するものとします。また、お客様は、エンド ユーザーに本契約に従って本製品を使用させる義務を負います。たとえば、お客様は、エンド ユーザーに利用規定を遵守させるものとします。
 - (iv) **顧客データ** すべての顧客データの内容に関する責任は、お客様自身が単独で負うものとします。お客様は、当社が第三者の権利を侵害し、またはその他お客様または第三者に対する義務を当社が負うことのないようにオンライン サービスを提供するために必要な、お客様の顧客データに関するすべての権利を確保し、維持するものとします。当社は、本契約に明記する場合または適用される法令で義務付けられている場合を除き、顧客データまたはお客様による本製品の使用に関する義務を負うことはありません。

- (v) **お客様アカウントに関する責任** お客様は、お客様によるオンライン サービスの使用に関連付けられた非公開の認証資格情報を秘密に保つ責任を負うものとします。お客様のアカウントもしくは認証資格情報が悪用された可能性がある場合、またはオンライン サービスに関連するセキュリティ侵害の疑いがある場合は、お客様は直ちにカスタマー サポートにその旨を通知しなければなりません。
- c. **ライセンスの譲渡** ライセンスの譲渡は禁止されています。ただし、お客様は、全額支払済みの永続的ライセンスのみを、(1) 関連会社、または (2) (a) 関連会社の全部もしくは一部の会社分割または (b) お客様もしくは関連会社の合併もしくは同様の組織再編によって、ライセンスが割り当てられたハードウェアまたは従業員の第三者への移転が生じる場合に、当該移転に伴い当該第三者に、譲渡することができます。上記の許される譲渡の場合、お客様およびお客様の関連会社は、ライセンスが割り当てられた本製品をアンインストールして使用を中止し、すべての複製を使用できないようにする必要があります。本契約を遵守していないライセンスの譲渡は、すべて無効とします。
- d. **権利の留保** 本製品は、著作権およびその他の知的財産権関連法ならびに国際条約により保護されています。当社は、本契約で明示的に許諾したもの以外のすべての権利を留保します。権利放棄または禁反言の法理により、権利が明示的または黙示的に許諾されることはありません。デバイス上の本ソフトウェアにアクセスまたはかかる本ソフトウェアを使用する権利は、そのデバイス自体または他のソフトウェアもしくはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他のマイクロソフトの知的財産権を実施する権利をお客様に許諾するものではありません。
- e. **制限** お客様は、本契約に従ってのみ本製品を使用することができます。お客様は、(1) 本製品もしくはフィックスのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルを行い、またはこのような行為を試みることを、(2) 他のライセンス条項がマイクロソフトの知的財産権もしくはテクノロジーに課されるような方法でマイクロソフト以外のソフトウェアもしくはテクノロジーをインストールもしくは使用すること、または (3) 本製品もしくはフィックスの技術的な制限もしくは本製品のドキュメントに記載されている制限を回避すること、を行うことはできず、また、これらの行為を行う権利を許諾されません。お客様は、お客様によるオンライン サービスの使用状況を測定する課金メカニズムを無効にし、改ざんし、その他回避しようとすることはできません。本契約または本製品のドキュメントで明示的に許可されている場合を除き、お客様は、本製品の全部または一部の頒布、サブライセンス、レンタル、リース、貸与、再販売または移転を行うことはできず、また、本製品を使用して第三者にホスティング サービスを提供することはできません。
- f. **プレビュー リリース** 当社はプレビューを提供することがあります。プレビューは、「現状有姿のまま」、「瑕疵を問わない条件」で、かつ「提供可能な場合に提供しうる形で」提供されるものとし、SLA および本契約に規定するいかなる限定的保証の対象にもなりません。プレビューは、カスタマー サポートの対象とならないことがあります。プレビューには、オンライン サービス条件およびプレビューと共に提供される追加の注意事項に規定するとおり、セキュリティ、コンプライアンス、およびプライバシーに関する確約事項の一部が適用されず、または異なる確約事項が適用されることがあります。当社は、随時予告なくプレビューを変更または中止することがあります。また、当社は、プレビューを「一般向けに提供」しないことを選択することもあります。
- g. **本製品に関する遵守状況の確認**
- (i) **遵守状況の確認権** お客様は、お客様およびお客様の関連会社による本製品のすべての使用および頒布に関する記録を作成し保管しなければなりません。当社は、当社の費用負担により、本製品のライセンス条項の遵守状況を確認することができます。お客様は、当社から委託を受けた独立監査人がさらに確認を進めるために合理的に要求する情報（本製品を実行しているシステムへのアクセス、およびお客様が第三者にホスト、再許諾、または頒布する本製品のライセンスの証拠を含みます）を速やかに提供しなければなりません。当社は、第三者による監査の代替手段として当社が依頼する内部監査プロセスを完了するようお客様に要求することができます。その場合お客様はかかる要求に従います。

- (ii) **遵守違反に対する救済** 確認または内部監査により本製品の不正使用が確認された場合、お客様は 30 日以内に、(1) 実際に使用する本製品の部数に対応する数のライセンスを発注するものとし、(2) 不正使用が 5% 以上である場合には、確認に際し当社が負担した費用を補償し、さらに必要な追加ライセンスをその時点で最新の価格表およびお客様の価格レベルに基づき価格の 125% で取得しなければなりません。不正使用率は、実際のインストール ベースと現在使用中の購入済のライセンス総数の比較で決まります。不正使用がない場合、当社は少なくとも 1 年間、お客様について確認を実施しません。前記の権利および確認手順を実行したとしても、当社は、本契約に基づく権利を執行する権利を放棄するものではなく、また、あらゆる法的手段によって自らの知的財産権を保護する権利を放棄するものでもありません。
- (iii) **確認プロセス** 当社は、お客様およびお客様の関連会社で使用または頒布する本製品のライセンス条項のお客様による遵守状況を確認する場合、30 日前までにお客様に通知します。当社は独立の監査人に秘密保持義務を負わせたうえで監査を依頼します。内部監査により収集された情報は、遵守状況の確認にのみ利用されます。この確認は、お客様の通常の業務時間内に、お客様の業務を不当に妨害することのない方法によって実施します。

2. サブスクリプション、発注

- a. **リセラーの選択** お客様は、お客様の地域で認定されているリセラーを選択し、維持しなければなりません。リセラーがリセラーとしての地位を失った場合、お客様は代替のリセラーを指定するか、または当社から直接サブスクリプションを購入しなければなりません。この場合、お客様には別の条件が適用されることがあります。
- b. **利用可能なサブスクリプション プラン** お客様に提供されるサブスクリプション プランは、お客様のリセラーによって設定されます。これらは原則として、以下のいずれか 1 つまたはその組み合わせに分類することができます。
- (i) **オンライン サービスの定額課金プラン** お客様は、サブスクリプション期間中の使用のために一定量のオンライン サービスを購入し、オンライン サービスを継続的に使用するために一括前払いでまたは定期的に支払を行うことを事前に約定します。
- (ii) **従量課金プラン (使用量に応じた支払)** お客様は、実際の使用量に基づいて支払を行い、事前の約定を行いません。
- (iii) **限定プラン** お客様は、期間を限って課金なしで (無料試用版など)、または他のマイクロソフト サービス (MSDN など) の一環として、限られた量のオンライン サービスを使用することができます。SLA およびデータ保存に関する本契約の規定は適用されない場合があります。
- (iv) **本ソフトウェアの定額課金プラン** お客様は、サブスクリプション期間中の使用のために一定量の本ソフトウェアを購入し、本ソフトウェアを継続的に使用するために一括前払いでまたは定期的に支払を行うことを事前に約定します。
- c. **発注**
- (i) 発注は、お客様が指定したリセラーを通じて行わなければなりません。お客様は、本契約に基づきお客様の関連会社のための発注を行い、お客様の関連会社にサブスクリプションの管理を行う管理権限を許諾することができます。ただし、関連会社が本契約に基づいて発注を行うことはできません。お客様はまた、第三者がお客様の内部業務において使用するために、第 1 条 a 項および第 1 条 b 項で許諾される権利をかける第三者に割り当てることもできます。本ソフトウェアまたはお客様のサブスクリプションに関して、お客様が関連会社または第三者に権利を許諾する場合、かかる関連会社または第三者は本契約に拘束されるものとし、お客様は当該関連会社または第三者による本製品の使用に関する当該関連会社または第三者の行為について、当該関連会社または第三者と連帯して責任を負います。

- (ii) お客様のリセラーは、お客様に対し、サブスクリプション期間中にオンライン サービスの発注数量を変更することを許可することができます。サブスクリプションに追加されたオンライン サービスの数量追加分は、かかるサブスクリプションの終了時に失効します。
- d. **価格および支払** 各本製品の価格ならびに請求および支払の条件は、お客様のリセラーによって設定されます。
- e. **更新**
 - (i) サブスクリプションの更新時に、お客様は、新規契約、追加契約、または本契約の変更契約の締結を求められることがあります。
 - (ii) お客様がお客様のリセラーに対し、サブスクリプション期間の満了前に更新しない旨を通知した場合を除き、お客様のサブスクリプションは自動的に更新されます。
- f. **教育機関向けバージョン、政府機関向けバージョン、および非営利団体向けバージョンの購入資格**
お客様は、教育機関、政府機関、または非営利団体向けサービスを購入する場合には、以下のサイトに掲示される各資格要件を満たす必要があることに同意します。
 - (i) 教育機関向けサービスについては、<http://go.microsoft.com/academic> に掲示される教育機関(管理事務局、教育委員会、または公共の図書館、博物館、もしくは美術館を含む)の要件
 - (ii) 政府機関向けサービスについては、<http://go.microsoft.com/government> に掲示される要件
 - (iii) 非営利団体向けサービスについては、<http://go.microsoft.com/nonprofit> に掲示される要件当社は、随時資格を確認し、資格要件を満たしていない場合はオンライン サービスを一時中断する権利を留保します。
- g. **租税** 各当事者は、本契約に基づき企図される取引に関して他方当事者が負担し、またはそれらに関連して発生する税金であって他方当事者が法令により支払義務を負うものについて、いかなる責任も負いません。かかる税金についてはすべて、法令上かかる租税の支払義務を負う当事者が負担するものとします。

3. 契約期間および解除

- a. **契約期間および解除** 本契約の有効期間は、お客様のサブスクリプションの満了または解除のいずれか早い時点までとします。お客様は、お客様のリセラーに連絡することにより、いつでも本契約を解除することができます。本契約の満了または解除は、本契約に基づいて追加の本製品の新規発注を行うお客様の権利が終了するという効果を有するに過ぎません。
- b. **解除事由に基づく終了** 一方の当事者が本契約に違反した場合、他方当事者は違反が生じた契約(発注を含め、その全部または一部)を通知をもって解除することができます。かかる違反が30日以内に是正可能な場合、解除する当事者は違反した当事者に対して30日以上の期間を設けて違反の是正を催告しなければなりません。
- c. **サブスクリプションの解約** お客様のリセラーは、お客様がサブスクリプションを解約するための条件(該当する場合)を設定します。

4. セキュリティ、プライバシー、およびデータ保護

- a. **リセラーの管理者によるアクセスと顧客データ** お客様は、(i) リセラーを選択した場合、かかるリセラーがサブスクリプション期間中オンライン サービスのプライマリ管理者となり、顧客データに対する管理権限およびアクセス権を有するが、お客様はお客様のリセラーに追加の管理権限を要求することができること、(ii) お客様は、その単独の裁量により、サブスクリプション期間中いつでもお客様の

リセラーの管理権限を解除することができること、(iii) 顧客データまたはリセラーが提供するサービスに関するリセラーのプライバシー規定には、お客様とお客様のリセラーとの契約の条項が適用され、当社のプライバシー規定と異なる場合があること、および (iv) リセラーは、個人データを含む顧客データを、収集、使用、移転、開示またはその他の方法で処理することができること、を了解し、これに同意します。お客様は、顧客データおよびお客様が当社に提供した情報を、オンライン サービスの発注、プロビジョニングおよび管理のために、当社がリセラーに提供することを承諾します。

- b. お客様は、本契約に定める事項を円滑に実行するために、当社および当社の代理人が個人情報を処理することを承諾するものとします。お客様は本契約の履行に際し、第三者（お客様の連絡先担当者、管理担当者および従業員ならびにリセラーおよびディストリビューターを含む）に代わって個人情報を当社に提供することがあります。お客様は、当社に個人情報を提供する前に、適用される個人情報保護およびデータ保護に関連する法令に基づき、必要な第三者からの承諾をすべて取得するものとします。
- c. プライバシーおよびセキュリティに関する追加条件はオンライン サービス条件に規定するとおりとします。オンライン サービス条件の確約事項は、本契約に基づいて購入されたオンライン サービスにのみ適用され、リセラーが提供するサービスまたは製品には適用されません。お客様が、リセラーがホストするソフトウェアまたはサービスを使用する場合、かかる使用にはリセラーのプライバシー規定が適用されますが、この規定はマイクロソフトのプライバシー規定とは異なる場合があります。
- d. 法令により義務付けられた範囲において、お客様は、オンライン サービスの個々のユーザーに対し、リセラーの要請があった場合または法令により求められる場合に法執行機関またはその他の政府機関への開示を目的としてユーザーのデータが処理される可能性があることを通知するものとし、この件についてユーザーの同意を得るものとします。
- e. お客様は、本第 4 条に関して当社との連絡を担当し当社に指示を提供するために、リセラーをお客様の代理人として指名します。

5. 保証

a. 限定的保証

- (i) **ソフトウェア** 当社は、お客様が本ソフトウェアの各バージョンのライセンスを最初に取得した日から 1 年間、当該バージョンが該当する本製品のドキュメントの記載に実質的に従って動作することを保証します。当該バージョンが上記のとおり動作せず、お客様がかかる保証期間内にその旨を当社に通知した場合、当社は自らの選択により、(1) 当該本ソフトウェア ライセンスについてお客様が支払った金額を返金するか、(2) 当該本ソフトウェアを修正または交換します。
- (ii) **オンライン サービス** 当社は、各オンライン サービスが、お客様による使用中、該当する SLA に従って動作することを保証します。この保証の違反があった場合、お客様は SLA に規定する権利を行使することができますが、それ以外の権利を有しません。

上記の権利は、本条に規定する保証の違反が生じた場合にお客様が有する唯一の権利であって、当社はそれ以外には一切責任を負いません。保証違反についてお客様が保証期間内に請求を行わなかった場合、お客様の請求権は失われます。

- b. **除外** 本契約に定める保証は、事故、不正使用、またはシステムの必要最低要件を遵守していなかったことを含む、本契約に反した使用が原因で生じた問題には適用されません。かかる保証は、無償版もしくは試用版の製品、プレビュー、限定プラン、またはお客様が再頒布を許可された本製品のコンポーネントには適用されません。

- c. **免責** 上記の限定的保証を除き、当社は、本製品について、品質、権原、権利侵害の不存在、商品性、または特定目的への適合性を含め、その他いかなる明示、黙示、または法令上の保証、瑕疵担保責任その他一切の責任を負いません。

6. 第三者の賠償請求に対する防御

両当事者は、本条に規定する第三者からの賠償請求について、他方当事者を防御し、敗訴の確定判決または他方当事者が承認した和解によって命じられた金員を支払うものとします。ただし、防御を行う当事者が、当該請求について速やかに書面で通知を受け、その防御および和解を管理する決定権を与えられた場合に限りです。防御される当事者は、防御を行う当事者に対し、要請されたすべての支援、情報、および権限を提供しなければなりません。防御を行う当事者は、他方当事者が支援の提供のために現実に支出した合理的な経費を補償します。本条は、かかる請求における両当事者の唯一の権利および全責任について規定するものです。

- a. **当社による防御** 当社は、第三者からの請求が、当社が有償で提供し、本契約に基づいて付与されるライセンスの範囲内（当社が提供した形態のまま変更されず、他のいかなるものとも組み合わせられていない）で使用された本製品またはフィックスが、第三者の営業秘密を不正に使用しているまたは第三者の特許権、著作権、商標権その他の財産権を直接侵害している、という内容である場合に、当該請求についてお客様を防御します。当社は、商業的に合理的な条件に基づいて権利侵害に関する請求を解決することができない場合、自己の裁量で、(1) 本製品もしくはフィックスを修正もしくは機能的に同等のものと交換すること、または、(2) お客様のライセンスを解除し、永続的ライセンスについて期間を5年として定額法により計算された減価償却費を差し引いて、前払いのライセンス料金を返金し、さらにオンライン サービスについて支払われた金額のうち解約日以降の使用期間に対応する金額を返金すること、のいずれかを選択することができます。当社は、第三者の請求に基づき当社が本製品またはフィックスの使用を中止するようお客様に通知した後もお客様が当該本製品またはフィックスを使用したことによる請求または損害について、一切責任を負いません。
- b. **お客様による防御** 適用される法令により禁止されない範囲において、お客様は、第三者からの請求が以下の内容である場合に、当該請求について当社を防御します。(1) 顧客データまたは当社がお客様に代わってオンライン サービスでホストするマイクロソフト以外のソフトウェアが、第三者の営業秘密を不正に使用している、または第三者の特許権、著作権、商標権その他の財産権を直接侵害している、または(2) お客様による本製品またはフィックスの使用（単独の使用か他と組み合わせでの使用かを問いません）が法令に違反している、または第三者に損害を与えている。

7. 責任制限

各本製品について、本契約に基づく各当事者の他方当事者に対する責任累計額は、本契約の契約期間中に当該本製品に関してお客様が支払義務を負った金額を上限とし、終局判決で認定された直接損害に限定されます。さらに、以下の条件が適用されます。

- a. **オンライン サービス** オンライン サービスに関しては、請求の原因となったインシデントについてのお客様に対する当社の責任総額は、当該インシデントが発生する前の12か月間に当該オンライン サービスに関してお客様が支払った金額を超えないものとします。ただし、いかなる場合であっても、任意のオンライン サービスに関する当社の責任累計額は、サブスクリプション期間中に当該オンライン サービスについて支払われた金額を超えないものとします。
- b. **無償製品および再頒布可能コード** 無償で提供された本製品およびお客様が当社に別途代金を支払うことなく第三者に再頒布することを認められたコードに関しては、当社の責任は、5,000米ドルを上限とし、終局判決で認定された直接損害に限定されます。
- c. **除外** いかなる場合であっても、発生の経緯を問わず、また、いずれの責任の法理によるものかを問わず、いずれの当事者も、逸失収益、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、懲罰的

損害、または使用不能、逸失利益、事業の中断もしくは事業情報の喪失による損害について、一切の責任を負いません。

- d. **適用除外** 本条に規定する責任制限は適用される法令により禁止されない範囲において最大限適用されますが、(1) 第 6 条に基づく当事者の義務、または (2) 他方当事者の知的財産権を侵害した場合、には適用されません。

8. サポートおよびプロフェッショナル サービス

お客様のリセラーは、本契約に基づいて購入される本製品に対し提供されるサポート サービスの詳細を提示します。サポート サービスは、リセラーまたはリセラーが指定した第三者（場合によっては当社）によって実施される場合があります。お客様が本契約に基づいてプロフェッショナル サービスを購入する場合、かかるプロフェッショナル サービスの実施には、本使用権の条件が適用されます。

9. 雑則

- a. **通知** お客様は通知を、以下の送付先宛てに配達証明書付の郵便で送付する必要があります。

通知の送付先

日本マイクロソフト株式会社
〒108-0075
東京都港区港南 2-16-3
品川グランドセントラルタワー

お客様は、当社が通知を電子的に送れることに同意します。かかる通知は、お客様のサブスクリプションについて指定されたアカウント管理者宛てに電子メールで送信されます。通知は、受領通知の日付、または電子メールの場合は送信の日付をもって効力を生じます。お客様は、お客様のサブスクリプションについて指定されたアカウント管理者の電子メール アドレスを、正確かつ最新のものにする責任を負います。かかる電子メール アドレス宛てに当社が送信する電子メール通知は、お客様が実際に当該電子メールを受信したかどうかにかかわらず、送信の日付をもって効力を生じます。

- b. **譲渡** お客様は、本契約を全部であれ一部であれ譲渡することはできません。当社は、当社の関連会社のいずれかに対してのみ、お客様の同意なしに本契約を譲渡することができます。その他の禁止された譲渡はすべて無効とします。
- c. **可分性** 本契約のいずれかの部分が執行不能と判断された場合でも、その他の部分は引き続き完全に効力を有します。
- d. **権利の放棄** 本契約のいずれかの規定の履行を強制しなかった場合でも、権利を放棄したものとみなされません。
- e. **代理関係の不存在** 本契約は、代理関係、パートナーシップ、または合併事業を形成するものではありません。
- f. **第三者受益者の不存在** 本契約には第三者の受益者は存在しません。
- g. **委託業者の使用** 当社は、サービスの実施のために委託業者を使うことができますが、その実施については、本契約の条項に従って、当社がその責任を負います。
- h. **独立当事者としての当社の立場** 各当事者は独立の契約当事者です。お客様および当社はそれぞれ、他方当事者の秘密情報を用いない限り、独自に製品を開発することができるものとします。

- i. **非独占的契約** お客様は、マイクロソフト以外の製品またはサービスについて、ライセンスの取得、使用、または販売促進を行うための契約を自由に締結することができます。
- j. **準拠法および裁判地** 本契約は日本法を準拠法とします。本契約の強制履行を求めて提訴する場合は、東京地方裁判所に提起しなければなりません。上記にかかわらず、いずれの当事者も、知的財産権の侵害に関する差止請求を行う場合には、適切な管轄裁判所において行えるものとしします。
- k. **完全合意** 本契約は、本契約に定める事項に関する完全合意であり、従前のまたは同時に行われたあらゆる意思表示に優先します。本契約に記載された文書間で抵触が生じた場合で、当該文書に優先順位が別途明示的に規定されていないときは、かかる文書の規定は、(1) 本契約、(2) 製品条項、(3) オンライン サービス条件、(4) 本契約に記載されたその他の文書、の順で優先されるものとしします。
- l. **規定の存続** 本契約の契約期間中のみ履行が要求される条項を除き、本契約のすべての規定は、本契約終了後も有効に存続します。
- m. **輸出管理規制** 本製品には、米国輸出管理規制が適用されます。お客様は、適用されるすべての国際法および国内法 (マイクロソフトの製品、サービスおよびテクノロジーに関する米国輸出管理規則、国際武器取引規則、ならびに米国およびその他の政府機関によるエンド ユーザー、エンド ユーザーによる使用、および輸出対象国に関する規制を含みます) を遵守しなければなりません。
- n. **不可抗力** いずれの当事者も、各当事者の合理的支配を越えた原因による債務の不履行については、一切責任を負わないものとしします。こうした合理的支配を越えた原因とは、火災、爆発、停電、地震、洪水、暴風雨、ストライキ、禁輸措置、労働争議、政府または軍事機関による行動、戦争、テロリズム (サイバー テロリズムを含みます)、天災、インターネット通信業者の作為または不作為、規制機関または政府機関の作為または不作為 (オンライン サービスの提供に影響する法規制の制定またはその他の政府の行為を含みます) などをいいます。ただし、本契約に基づくお客様の支払義務に関しては、本項は適用されません。
- o. **契約締結の権限** お客様が法人に代わって本契約の条項に同意する個人である場合、お客様は、当該法人に代わって本契約を締結する法的権限を有していることを表明するものとしします。

10. 定義

本契約においては、「日」は暦日を表します。

「利用規定」は、オンライン サービス条件に規定するとおりとします。

「関連会社」とは、当事者が所有する法人、当事者を所有する法人、または当事者と共通の所有下にある法人を意味します。本定義において「所有」とは、直接的または間接的に法人の 50% 超の持分を支配することを意味します。

「定額課金プラン」、「従量課金プラン」、および「限定プラン」とは、サブスクリプション プランのカテゴリを意味し、第 2 条に定義するとおりとします。

「顧客データ」とは、オンライン サービス条件に定義するとおりとします。

「エンド ユーザー」とは、オンライン サービスでホストされる顧客データへのアクセスもしくはその他の方法によるオンライン サービスの使用をお客様が許可する個人を意味します。

「フィックス」とは、当社が一般向けに提供するか (本製品のサービス パック等) または特定の問題に対処するためにお客様に提供する、本製品のフィックス、修正もしくは改良、またはそれらの派生物を意味します。

「ライセンス サイト」とは、<http://www.microsoft.com/licensing/contracts> またはその後継サイトを意味します。

「マイクロソフト以外の製品」とは、オンライン サービス条件に定義するとおりとします。

「オンライン サービス」とは、Microsoft Dynamics Online サービス、Office 365 サービス、Microsoft Azure サービス、または Microsoft Intune オンライン サービスを含む、本契約に基づきお客様にサブスクリプションが提供される、当社がホストするオンライン サービスを意味します。

「オンライン サービス条件」とは、ライセンス サイトに掲示されて随時更新される、お客様によるオンライン サービスの使用に適用される追加条件を意味します。

「プレビュー」とは、当社がお客様のご意見を収集するために提供する、オンライン サービスまたは本ソフトウェアのプレビュー版、ベータ版、またはその他のプレリリース版または機能を意味します。

「本製品」とは、プレビューを含むすべての本ソフトウェア、オンライン サービス、およびその他のウェブ ベースのサービスなどの、製品条項に規定されたすべての製品を意味します。

「製品条項」とは、ボリューム ライセンスを通じて提供されるマイクロソフト製品およびプロフェッショナル サービスに関する情報を提供する文書を意味します。製品条項は、ライセンス サイトに掲示され、随時更新されます。

「プロフェッショナル サービス」とは、本契約に基づいてお客様に提供される本製品のサポート サービスおよびマイクロソフトのコンサルティング サービスを意味します。「プロフェッショナル サービス」には、オンライン サービスは含まれません。

「リセラー」とは、当社より本プログラムに基づいて本ソフトウェアのライセンスおよびオンライン サービス サブスクリプションを再販売する権限を付与され、お客様のサブスクリプションに関する支援を提供するものとしてお客様が指定する法人を意味します。

「SLA」とは、ライセンス サイトに掲示され、オンライン サービスの最低サービス レベルを定めるサービス レベル契約を意味します。

「本ソフトウェア」とは、製品条項に記載されているマイクロソフト ソフトウェアの、ライセンスされた複製を意味します。本ソフトウェアにはオンライン サービスは含まれませんが、本ソフトウェアはオンライン サービスの一部である場合があります。

「サブスクリプション」とは、お客様のリセラーが設定する一定のサブスクリプション期間についての、オンライン サービスの加入契約を意味します。

「サブスクリプション期間」とは、サブスクリプションの継続期間を意味します (30 日間または 12 か月間など)。

「本使用権」とは、ライセンス サイトに掲示されて随時更新される、本製品ごとの使用権またはサービス条件を意味します。本製品に使用許諾契約が付随する場合でも、本使用権は当該契約の規定に優先します。本ソフトウェアに関する本使用権は、製品条項において当社が規定するとおりとします。オンライン サービスに関する本使用権は、オンライン サービス条件に規定するとおりとします。